

与党「救済案」のここが問題！

○与党案では、被害者は救済されない

与党案は時効の適用除外を定めているが、あくまでもこれは「納付記録の訂正」が前提となる。これまで被保険者等の申し出により社会保険庁が自らの記録の不備を認め、記録の訂正に応じたのはわずか84人に過ぎない。これに対して「記録の訂正」を申し出ているにもかかわらず、領収書等の証拠がないために記録の訂正に応じなかった対象者は2万635人にもなる。「消えた年金」被害者の0.4%しか救済されない。

○被害者救済には徹底調査、立証責任の転換が必要

与党案では、第4条において政府が年金の納付記録について「正確な内容とするよう万全の措置を講ずる」とあるが、その具体的内容が明らかでなく、また期限も区切っていない。少なくとも社会保険庁解体までに、コンピュータデータと手書き・マイクロフィルムデータの突合、被保険者・受給者1億人による納付記録の本人確認を行い、社会保険庁の有するデータを正確なものとするのが大前提である。

その上で、記録の確認ができない被保険者等については、社会保険庁が未納を証明できない限り、その主張が正当であるとの前提に立って対応することが必要である。いくら時効の適用除外にしても、被保険者等に納付の立証責任を課せば、これまでと全く変わらないことになる。

○正体不明の「第三者機関」

安倍総理は「記録の訂正」について、「第三者機関」で調査を行うとしている。「第三者機関」で個人の年金記録の訂正を審議するのであれば、資料や情報の収集が不可欠であり、また事務の性格上、守秘義務を課す必要がある。明らかに「第三者機関」には法的根拠が必要であるが、与党案にはこの「第三者機関」については全く触れていない。法的根拠なしに官庁からプライバシー情報を集めるのか、或いは法的根拠が無く何もできないのか、「第三者機関」の正体が全く不明である。

○なぜ「議員立法」なのか

「消えた年金」問題は政府の記録管理のずさんさに基づくものであり、また今後の救済策の実施も政府が責任を負うものである。議員立法形式を取ることによって政府の責任を曖昧になるばかりか、提案者個人が政府に対する監督権を有しないことから、その国会答弁に責任を負う能力を有していない。法案の実効性、国会審議の意義について重大な懸念がある。

与党が真剣に被害者の救済を考えるなら、既に衆議院厚生労働委員会で審議が行われている民主党の「消えた年金記録被害者救済法案」の審議を行うべきである。